

## 令和2年2月 守口市教育委員会定例会の概要

○日時：令和2年2月18日

開会：午前10時00分～午前10時57分

### ○ 出席者

教育長 首藤 修一

教育委員

教育長職務代理者 渡邊 一郎

委員 江端 源治

委員 駒田 真由美

委員 堀 俊一

事務局

教育次長兼管理部長 小濱 利彦 指導部長 林 安喜夫

総務課長 宮木 勝博 学校管理課長 林 慶

学校管理課参事 小森 勝 学校教育課長 森田 大輔

保健給食課長 西本 岳史 教育センター長 中村 文俊

生涯学習・スポーツ振興課長 宮垣 義隆 ほか担当職員

○教育長 ただいまから、教育委員会の定例会を開会いたします。

日程第1「会期について」をお諮りいたします。

本日の定例会の会議時間は午前10時から正午までの2時間といたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、異議なしと認め会議時間は正午までの2時間といたします。

次に、日程第2「会議録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は堀委

員を御指名申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、日程第3、議案第6号「守口市教育財産の取得について」を議題といたします。

議案の朗読をお願いいたします。

○事務局 議案第6号「守口市教育財産の取得について」

守口市教育財産の取得について、次のとおりとする。

令和2年2月18日提出。守口市教育委員会 教育長 首藤修一。

○教育長 それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第6号「守口市教育財産の取得について」、御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書1ページから3ページを御参照ください。

今回の教育財産の取得の申し出につきましては、2ページの申出案にございまして、令和元年9月守口市議会定例会において、守口市立図書館条例が決議されたところですが、今般、社会教育施設である図書館の令和2年4月1日の開館に向けた施設の改築工事が令和2年1月31日に完了したことから、公有財産を教育財産として取得することを申し出ることとします。

取得を申し出る公有財産につきまして、名称「守口市生涯学習情報センター」、住所「守口市大日町2丁目14番10号」、土地「敷地面積4,039.43㎡」、建物「延床面積8,689.38㎡」でございまして、なお、参考といたしまして、3ページに配置図を記載しております。正しくは、申出の対象となる外枠、破線の外枠で囲われている部分が土地、網かけで記載している部分が建物部分でございまして、以上、まことに簡単な説明でございしますが、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

○委員 社会教育施設である図書館を公有財産から教育財産に変えるということの意味合いといいますか、目的というか、趣旨を御説明いただけますでしょうか。

○事務局 図書館につきましては、社会教育施設となりますので、教育基本法、社会教育法におきましても、図書館の規定、社会教育施設でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、社会教育施設の管理につきましては、基本的には教育委員会所管であるということが規定されております。しかしながら、今般、この法律の改正がございまして、地方公共団体の長のもとでも管理、所管することができるという規定が追加されましたが、本市につきましては、図書館を教育財産として管理し、教育分野での図書の充実、守口市内全域の図書の充実、また、学校図書館との連携を期待し教育委員会所管において管理、運営していくということで、守口市立図書館を設置するということとなります。以上でございます。

○委員 図書館の活性化というか、有効に活かしていくためにどうすべきかということ、教育委員会が責任主体としてかかわっていくということでございますか。

○事務局 委員のおっしゃるとおりでございます。教育委員会として、この守口市立図書館のあり方、また、守口全体の図書の活性化、ひいては社会教育、生涯学習の活性化を教育委員会で図っていくということでございます。

○委員 この図書館の運営は、業者に委託すると聞きましたが、運営を委託することと、教育委員会が積極的にかかわっていくということをどのようにとらまえたらいいのですか。

○事務局 今般の市立図書館につきましては、指定管理者制度を導入し運営していくわけではございますが、それに先立ちまして守口市立図書館運営方針、こちらを、社会教育委員会で御意見いただいたものを教育委員会で検討いただき、運営方針を策定しております。したがって、教育委員会の方針に沿って、指定管理業者が色々な特色を出していただくということになります。その運営方針に沿った形で、きちんと管理運営ができているのかをチェックする機能を、教育委員会さらには、社会教育委員会会議で行う必要があると思っております。以上でございます。

○委員 選書は気になる場所なのですが、それはどのようなシステムになって

いるのですか。

○事務局 選書につきましては、選書委員会というものをつくっていただき、こちらで選書いただきます。ただし、選書の方針、選書していく選書方針、基準というものにつきましては、行政側が策定し、基準を示しております。ですので、こういったものを選書していきたいという本が上がってきたのが、方針、基準に沿っているかというのチェックさせていただきますが、基本的には先ほど言いました運営と同じで、方針を示してそれをチェックしていくということになります。以上でございます。

○事務局 今回の御答弁させていただいている内容の補足説明をさせていただきたいと思うのですが、今回、指定管理者制度を導入するに当たって、当然議会でもいろいろと御議論いただいたわけですが、その中で最終的に指定管理者の自主事業であるとか、図書館の運営であるとか、そういった部分について、こういった形で、要するにチェック機能を高めていくのかという議論もありました。その中で、毎年度、事業の実施状況等について、状況をしっかり把握した中で、市民にとってよりよい図書館、そういった部分で活用いただけるような、そういった意見交換等々や指示、そういった部分も含めてやっていくということでお答えをさせていただいたわけございまして、そういう部分では、毎年度当然指定管理者の事業実施状況につきましても、当教育委員会の中で御報告をさせていただいて、その上で各委員から御意見を頂戴し、守口市として初の図書館となるわけでございますので、その辺はしっかりとやっていきたいと考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員 名称が守口市生涯学習情報センターになっているんですけど、これはこのまま残るのか、図書館に名前が変わるのか。変わるのでしたら、流れというか、その辺りを教えていただけますでしょうか。

○事務局 こちらにつきましては、名称は、守口市立図書館と変更されますが、今現状条例で3月31日まで守口市生涯学習情報センターでございます。今後の流れといたしましては、ここでの御意見を御議決いただいた後、市長に取得の申出をいたし

まして、回答をいただいた後、4月1日付で教育財産とし、守口市立図書館として開館する流れとなります。今現状が生涯学習情報センターなので、こういう記述になっております。以上でございます。

○教育長　　ほかございませんか。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでございますので、採決いたしたいと思っております。議案第6号につきましては、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長　　それでは、異議なしと認め、議案第6号につきましては、原案どおり承認いたします。

それでは次に、協議事項に移ります。協議事項1「令和2年度めざす守口の教育(案)について」の説明をお願いいたします。

○事務局　　それでは、「令和2年度めざす守口の教育(案)について」御説明をさせていただきます。

本市におきましては、「郷土を誇りに思い、夢と志を持って、国際化社会で主体的に行動する人の育成」の教育理念のもと、社会が急激に国際化していく時代において、教育委員会と社会教育関係部局が連携し、学校・家庭・地域の教育力を高め、「生きる力」と「生涯学び続ける人」の育成を目指し、本市の教育を推進しているところであります。令和2年度を迎えるに当たり、教育理念、基本方針、重点項目を明らかにした「令和2年度めざす守口の教育」を策定するため、本日、案の説明をさせていただき、御協議いただいた上で、3月定例会にて議案として提出させていただき、御決定を賜りたいと考えております。

本日、資料2部御用意させていただいております。一つは令和2年度案として、変更点に下線を引いたものでございます。もう一つは「平成31年度めざす守口の教育」でございます。併せて御覧いただきますようお願いいたします。

私からは、学校教育にかかる変更及び新規挿入部分等を中心に御説明させていただきます。1 ページでは、めざす守口の教育の概要として、教育理念、基本方針、重点項目を示しております。教育理念、「郷土を誇りに思い、夢と志を持って、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、「学校・家庭・地域がつながる小中一貫教育」として、社会教育関係部局と連携して、推進していくことを示しております。学校においては、学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育、家庭・地域においては、育ちを支える教育コミュニティづくりにかかる取組みを進めるため、5つの基本方針と14の重点項目を掲げております。

次に2 ページには、教育理念のもと基本的な考え方と小中一貫教育について示しております。上段の基本的な考え方では、社会構造や雇用環境が大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代となってきた社会の状況を踏まえ、「国際化をはじめ、社会が急激に変化していく時代において」と文言修正し、加えて注釈3に「未知の状況に対して」の文言を追加しております。中段の小中一貫教育の説明では、令和2年度からの全ての中学校区等で学校運営協議会の設置を踏まえ、3行目の「学校・家庭・地域が力を合わせ」の表現を、「学校・家庭・地域が協働し」に変更し、9行目に「学校運営協議会を機能させ」の文言を追加しております。

3 ページでは、令和2年度教育委員会の主要施策について、連携・協働・信頼の3つの視点と主要施策にわけて記載しております。主要施策については、1つ目の「学力向上の取組みの推進」では、学力向上にかかる目標値の達成に向け、校長のリーダーシップを追加するなど、全文を変更しております。2つ目の「ICT環境整備の更なる推進」については、情報活用能力の育成を推進するために整備いたします児童生徒1人1台の学習用端末及び校内通信ネットワークの内容を、新規の主要施策として明記いたしました。3つ目の「コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進」については、学校運営協議会の設置に伴い、施策名称及び全文を変更しております。4つ目の「新設校の供用開始に向けた取組みと老朽化が進む学校施設への対

応」については、さくら小の新校舎供用開始に向けた取組みや学校施設整備計画の策定など、令和2年度の具体的な取組みを明記し、全文を変更しております。続いて5つ目の「『学校における働き方改革』の推進」につきましては、さらに取組みを進めていくため、第2期「学校における働き方改革（全体計画）」の策定に向けた検討を行うことを追加いたしました。6つ目の「社会教育の振興」については、守口市立図書館が開館されることから、全文を変更し、市民への図書サービスをより一層充実させること等を明記しております。

5ページからは学校教育にかかる基本方針に沿い、重点項目とその具現化のための具体的な取組みを示しております。学校が取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取組みを進められるよう、基本方針、重点項目、そして具体的な取組みと構成をしております。基本的な考え方に大きな変更はございませんが、今年度の取組みを検証し、継続して取り組むべき内容、また、新たにに取り組むべき内容を示しております。全ての教育活動においては、中学校区内の学校間連携を一層強化し、中学校区での一貫教育が推進できるよう指導法などの研究、実践にさらに取り組んでいくということが柱となっております。

では、5ページ以降の基本方針、重点項目、具体的な取組みを、主な変更内容等を中心に説明させていただきます。5ページ、基本方針1「学力を伸ばす」では、児童・生徒一人一人の学力の向上と個性・創造性の伸張を図るため、5つの重点項目を掲げております。リード文では、2段落目を大きく変更し、各校の実情に応じた明確な目標を掲げ、組織的な取組みを進めること、定期的な学習状況調査等の結果を分析、活用し、目標達成に向けた取組みを着実に進めることを押さえております。

重点項目1、授業改善の推進では、リード文にて「主体的・対話的で深い学び」を通じた授業改善に努めることを押さえ、11の具体的な取組みを示しております。また、リード文の5行目に「児童生徒がICT機器を効果的に活用し、調べ学習や協働学習、振り返り活動等を通して」の文言を追加しております。具体的な取組みでは、

「①日々の授業の共同研究を行うための体制づくり」を新たに記載しております。これは、学力向上の取組みで成果の出ている研究指定校の取組みを全校に広げるために設定したものでございます。「⑩デジタル教科書（算数）の効果的な活用」を新たに記載しております。これは、小学校等に導入するデジタル教科書を有効活用し、授業の効率化を図ることにより、きめ細やかな授業を実施するために設定したものでございます。

次に6ページの重点項目2「学習規律と言語能力の育成」では、リード文にて学習規律の確立・育成と関連させながら、全ての教育活動での言語活動の充実、読書活動の充実、英語教育の充実を押さえ、3つの具体的な取組みを示しております。具体的な取組みでは、守口市立図書館が開館し、読書通帳が児童生徒に配付されることを踏まえて、「⑥読書通帳等を活用した読書の推薦」など、読書習慣の確立に向けた取組みに文言を変更しております。加えて注釈にも読書通帳の説明を追記しております。

次に、重点項目3「自学自習力の育成」では、リード文にて生活、学習習慣の確立に向けた家庭への働きかけ、学校での取組みを押さえ、6つの具体的な取組みを示しております。具体的な取組みでは、重点項目2と同様の理由で「⑥読書通帳等を活用した読書の推奨」を新規に追加しております。

次に、7ページの重点項目4「支援教育の充実」では、リード文にてきめ細やかな教育の推進、中学校区での連携強化、教職員の資質向上、指導体制の確立を押さえ、6つの具体的な取組みを示しており、変更はございません。

次に、重点項目5「就学前教育・保育との連携」では、リード文にて就学前教育及び保育の重要性に加え、今年度既に策定されております「接続期カリキュラム」を踏まえた学校と認定こども園等との連携の推進を押さえ、4つの具体的な取組みを示しており、変更はございません。

続いて、8ページからの基本方針2「心を育てる」では、児童生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、4つの重点項目を掲げております。



重点項目6「人権教育の充実」では、リード文にて「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みの充実や障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法を踏まえた教育活動全体を通しての人権意識の醸成を押さえ、7つの具体的な取組みを示しており、変更はございません。なお、注釈3「さまざまな人権教育」においては、LGBTの文言を新たに追記しております。

次に、9ページの重点項目7「道徳教育の充実」では、リード文にて「特別の教科道徳」における指導と評価を一体化させた授業改善等を押さえ、7つの具体的な取組みを示しており、変更はございません。

次に、10ページの重点項目8「生徒指導の充実」では、リード文にて機能的な校内体制、日頃からの子ども理解、市・学校いじめ防止基本方針に基づく取組み、中学校区内の連携強化等を押さえ、10の具体的な取組みを示しております。「④いじめ対応マニュアルに沿った対応の徹底」につきましては、令和元年8月に改訂いたしましたいじめ対応マニュアルに組織的な対応やアンケートの取扱い等が全て網羅されていることを踏まえ、④、⑤で示していた2つの具体的な取組みを統合しております。

「⑨SNS等によるトラブル防止に向けた専門家等を活用した情報モラル教育の一層の推進」につきましては、専門家等の活用を促進し、情報モラル教育を一層推進するために文言変更をしております。

次に、重点項目9「キャリア教育の充実」では、リード文にて協定を結んだ大学並びに地元企業等と連携し、社会の進展に対応した教育を推進することを押さえ、4つの具体的な取組みを示しております。具体的な取組みの①では、「社会の変化を踏まえた」の文言を追加し、⑤に新規項目として「地域との協働による交流活動や体験活動の実施」を追加しております。

続いて、11ページからの基本方針3「命を守る」では、児童生徒のたくましく生きる健康と体力づくり、安全・安心な環境づくりを図るため、2つの重点項目を掲げております。

重点項目10「健康・体力づくりの充実」では、リード文にて「体力向上アクションプラン」に基づいたR-PDCAサイクルにより、体育科授業における系統的な指導、運動機会の増進、家庭・地域との連携を推し進めるとともに、「守口市立中学校にかかる部活動の方針」に則り策定した「学校の運動部活動に係る活動方針」に基づき、部活動を適切かつ円滑に実施することとし、7つの具体的な取組みを示しております。具体的な取組みでは、各学校の課題に正対した取組みを促進するため、「①新体力テストの結果等による課題の把握とその解決に向けた授業内外の取組み」を新規追加しております。

次に、重点項目11「安全・安心な環境づくりの推進」では、リード文にて、危機管理体制、安全管理体制の充実、保護者、地域、関係諸団体との連携を推し進め、10の具体的な取組みを示しております。具体的な取組み②については、「『子ども安心・安全マップ』等を活用した」の文言を追加しており、④と⑧の文言整理をしております。

続いて、12ページからの基本方針4「学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、2つの重点項目を掲げております。リード文を大きく変更し、校長のリーダーシップのもと体制の構築に努めること、また学校運営協議会を活用し、教育課程の改善や学校支援活動の活性化を図ること、加えてセンターサーバを活用し、教材等を全教職員で共有する仕組みを充実させることを推し進めております。

重点項目12「学校経営の改善」では、リード文の3行目を「学校運営協議会やホームページ等を通じて、家庭・地域と共有し、教育目標の達成に向け、『地域とともにある学校づくり』を展開していきます」と、学校運営協議会の設置を踏まえた文言に変更した上で、明確なビジョンの設定、地域とともにある学校づくりの展開、学校経営の改善等を推し進め、13の具体的な取組みを示しております。具体的な取組み⑩、⑪においては、学校運営協議会の設置を踏まえ「⑩学校運営協議会の活用による工夫

ある教育課程の実施と学校支援活動の活性化」、「⑩学校運営協議会による学校関係者評価の実施」と改めております。また、「⑬センターサーバに蓄積された情報の積極的な活用」と新規項目を設定しております。

最後に、13ページ、重点項目13「教職員の資質向上・研修の充実」では、リード文にて「綱紀の保持を徹底するとともに、不祥事防止に向けた取組みを継続的に実施し」等の文言を追加し、9つの具体的な取組みを示しております。具体的な取組みでは、①「『不祥事防止に向けたワークシート集』等を活用した法令の遵守の取組み」とするとともに、注釈にて「不祥事防止に向けたワークシート集」の説明を追記しております。

以上、簡単な説明ではございますが、学校教育にかかる内容を説明させていただきました。

続いて、社会教育にかかる内容につきましては、生涯学習・スポーツ振興課より御説明いたします。

○事務局　それでは、社会教育にかかわる内容について、御説明申し上げます。14ページをお開きください。基本方針5「生涯学べる社会をつくる」では、リード文にて市民の学びをひろめ、人と人の絆を深め、心豊かな生活を実現し、自立して生きる力を養い、助け合い、活力のある地域づくりを目指すことを押さえています。

重点項目14「社会教育の振興」では、現在の社会環境の変化に伴い、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識が希薄化している中で、自らの課題を自らで解決できる自立した個人や、他者と協働しながら主体的に地域社会の課題解決を担うことができる地域住民の育成を支援します。加えて、各中学校区等に設置される「学校運営協議会」、「学校支援地域本部」「地域コーディネーター連絡会」などが各地域のコミュニティと連携・協働し、地域のきずなづくりと地域の教育力の向上を図れるよう支援します。

また、守口市立図書館を核とした図書サービスの充実と市民の課題解決への支援を

図るとともに、成人基礎学習及び青少年健全育成活動への支援を初め、心豊かで自立した社会教育の実現に寄与できることが期待されます。さらに、市民の財産である文化財を次世代に継承していくため、調査・研究を行い、心のよりどころとなるような文化資源として保存・活用する取組みを進めます。

以上、めざす守口の教育（案）、学校教育と社会教育の説明とさせていただきます。

○教育長 説明が終わりました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員 まず、5ページの「授業改善の推進」の具体的な取組みということで、新たに1番「日々の授業の共同研究を行うための体制づくり」というのを設けられ、この説明が、学力向上に成果を上げている研究指定校を全市に、その良さというか、全市に広めていきたいというような願いのもと、体制づくりというのが強調されているわけですが、成果を上げた学校が一応モデル校という位置づけになるのでしょうか。モデル校が行っている成果を上げるマニュアルというのが、この前の発表会の際にございましたけれども、それをどのように具体的にそれぞれの共同研究の場におろしていくのか、お教え願えればと思います。

○事務局 御質問ございましたモデル校の取組みの広げ方につきましては、まず、全校に授業公開を、来年度につきましても実施をしていきたいと考えております。授業を見ていただいた上で、各学校の教職員がモデル校の授業はどのように作られていったのか、過程等を協議会にて詳しく聞き、また、今回小グループでの共同研究を意味した1番を設定しておりますけれども、日々の授業改善をしていくための仕組みを、モデル校から各教員が学び取り自校の取組みとして広げていけるようにと考えております。

○事務局 補足でございますが、日々の共同研究、この取組みにつきましては、具体的には各学校が実施します校内授業研究がございます。その大きな研究会以外に日々2名、3名の教職員のグループを作りまして、その教員間で指導案の略案等を共有しながら、短時間での討議会等も行います。大きな研究会と研究会の間を担う小さ

な研究グループという呼び方をされているのですが、そういう取組みを実施しているものでございます。今年度につきましても、全校1名以上の教職員に授業公開に参加いただき、その取組みを伝えさせていただくとともに、学校で作られている資料等についても、既に共有を図っているところでございますので、先ほど申しましたように、今回、具体的な取組みに挙げさせていただきまして、取組みが着実に全校に広がっていくよう、来年度に向けても継続的にそのような情報発信等を進めてまいりたいと考えております。

○委員 小グループ的な研究というのを入れたら、年間何回ぐらい実施できるものなのでしょうか。

○事務局 こちらにつきましては、具体的に取り組まれている状況としましては、まず第1回、1学期の授業研究会を開きまして、こちらで全教職員が研究していく方向性を代表が授業公開等、また、大学教授等の講演等も踏まえて、まずここで共有され、その後、この小さな研究グループで、それぞれのグループが方針にのっとった研究を進めていきます。具体的に略案等を作られるのは、学期に一度行われます。その後、そのグループ等が研究しております研究の途中の成果、それを2学期の研究会で実施され、当該校についてはそれを中学校区で共有もされておりました。また、その後、小さな研究グループで1学期と同様の研究を進めます。最後、3学期については、それぞれが研究して、成果とともに困難な課題、なかなかうまくいかない。そういうものを校内でまとめられ、最後に大学教授等の助言を仰ぎながら、その解決に向けた取組みの確認をし、次年度につないでいくと。具体的には、そのような流れで研究を進められております。

○委員 ということは、成果の上がった学校を、幾つかモデル校に出来ますよね。それを中心に研修を深めて行き、守口市全体の学力向上にどういうふうに寄与できるかというところへ持っていくんですね。だから、チーム学校から、チーム守口へというふうに動くということですね。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○委員 それと、確認なんですけど、5ページのところに、基本方針の「学力を伸ばす」のところの全面的に改定された部分がありますが、学習習慣を身につけて、学力を伸ばしていけるように云々というので、学校の実情に応じた明確な目標を掲げておられますが、数値目標でしょうか。お題目の目標ですか。それとも、数値目標まで入るわけですか、この目標は。

○事務局 こちらにつきましては、今おっしゃっていただきました数値目標を各学校の実情に応じた6項目について設定しておりますので、そちらを意味しております。

○委員 では、これは数値目標とか目標値とか、ほかの言葉に変えてもらったら。目標という使い方はみんな包括できるものなので。

○事務局 はい、わかりました。

○委員 それから、2020年から英語教育が小学校全面実施しますが、5ページの「授業改善の推進」で11項目あるんですけども、6番の情報の系統的な指導の確立、それから発達段階に応じた児童・生徒の情報活用能力の育成とか、要するに効果的な、利活用のほうまでいくんですけども、この中に含まれるかどうかちょっと分からないですけども、やっぱり危惧するのはもう一つ英語教育というのが、守口の英語教育の進展状況というのが、どうしてももう少し具体的に読み取れないんです。例えば、守口市のAET活用的人数は全国と比べてどうなのかまでは言いませんけど、どのくらい配置されているのかとか、それから小・中のカリキュラムですから、小学校と中学校のつなぎの部分の人的なものがどうなのか。そういうのが例えば、小・中の一貫の英語教育の系統的なものを確立するとか、そういう項目があると、何か新しく文科省がやっている英語教育というものが、守口はどういうふうに働きかけているのかが見えてくるので、その辺をお教え願いたいと思います。

○事務局 まず説明させていただく前に、今おっしゃっていただきました英語教育にかかる具体的な取組みについては、今後追加のほうで検討させていただきます。

今、英語教育の現状でございますが、まず中学校にはA E T、こちらを5名で巡回配置させていただいているところです。加えまして、小学校には、年間の回数に限りはございますが、人材育成事業を活用しましたA E Tの派遣を行っているところでございます。

○委員 小学校の場合、五、六年は担任が中心になってくると思うのですけれども、英語の専門的なことが中学校の方からサジェスションとかいろいろありましてですね、現実。その英語専門の教員の配置なんかはどうなのですか。

○事務局 英語の指導につきましては、今年度移行期間でございますが、既に3中学校区の小学校においては、中学校の教員免許を有しております、具体的には中学校で勤務しておりました教員2名が小学校に異動して、指導させていただいていますことと、あともう1名については、小学校教諭ではありますが、英語免許を保持しております教員が指導をしております。この3中学校区の当該教員による授業については、定期的に授業公開週間を実施し、小学校教員がいつでも見れるような、そういう取り組みを進めさせていただいているところです。

また、機器と環境整備については、既にDVDのD R E A M等を整備させていただきました、特に音声に不安を感じる教員については、そういう機器を電子黒板を通じて活用していただけるような、そういう取り組みも進めさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。31年度の守口のめざす教育の主要施策の中で、3つ目の学習指導要領全面実施に向けて、新たな教科道徳、外国語ということで、道徳に関しては別項目立てできちっと分かりやすく書いてあるんですけども、やっぱり英語というのもひとつぜひ検討していただいて、今お話しになったことも、保護者の方にも浸透できるようにお願いしたいなと思います。

○教育長 ほかございませんか。

○委員 教育理念のページですが、そちらに本市のめざす小中一貫教育は義務教

育9年間を見通しためざす子ども像を掲げて、こう書いているんですが、めざす子ども像はどこを見たら書いているのですか。

○事務局　今ございましためざす子ども像につきましては、この文書の中には明記はしておりません。各中学校区において、小学校、中学校それぞれ3校ないし4校で話し合っって子ども像をつくり上げております。また今後、資料として御提示できるようにさせていただきたいと思います。

○委員　興味がありますね。ぜひ見てみたいですし、それから目指す教師像っていうのはあるのですか。そんなのはないのですか。なければならないということで結構ですけど。

○事務局　学校によっては、そういったことを定めている学校もあるかと思いますが、全校でそういった目指す教師像というものを策定しているというふうには把握はできておりません。

○委員　ありがとうございました。

○教育長　ほかありませんか。しかし、めざす子ども像というのは、基本的には教育理念の「郷土を誇りに思い、夢と志を持って、国際化社会で主体的に行動する人の育成」がやっぱりめざす教育像だと思いますので、これを踏まえて学校ではもっと具体的にどういう子ども像をつくるのかということが大事だと思うので、その辺をまた把握しておいてください。

○委員　子ども達のわかる言葉で書かないと意味がないなと思います。

○教育長　よろしいですか。ほかございませんか。いろいろあると思いますので、また次の3月の定例会で最終決定したいと思いますので、また御指導願いたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員　こういうパンフレット、リーフレットという場合もそうですが、～等というふうに使われる場合が非常に多くて、私だけの問題かもしれないけれども、「等」というとほかにどんなのがあるのかなと常に思うのですが、文章に「等」をい



っぱい入れると、これだけではなく、それ以外のものもあるので「等」をつけてあるというのは、はっきりわかるようなものはいいんだけど、「何々等による」、「何々などの」とかっていう、そういう使い方をしてある部分についてはすごく範囲がぼやっと、「等」がくるたびに広がってしまって、焦点化しなくて、具体的なものがもう一つ分からないというようなことがあったりするので、「等」の使い方については、「等」とか「など」についてはもちろんよくわかって使っておられるんだろうと思いますので、そのあたり少しぼやけてしまわないように、焦点化する部分がはっきり分かるように、慎重に使ってもらいたいと思います。

予測外のやつもいろいろ出てくる可能性があるから「等」をつけとけば安心というのがあるのはよく分かるんですけど、余り広がってしまわないように書くというのは分かりやすくいいのではないかなと思っていますので、今回のここがというふうには言いませんが、いっぱい出てきましたので、そのたびに引っ掛かって、これどうなのかなと思う人もいると思いますので、そこら辺りだけ十分気を付けていただけたら。私も見てみますけれども、3月に最終決定する段階では。そのあたりを聞かれたらちゃんと説明がつくように、何かあるかも分からんからついているんですというのは余り使わないで、明確になるようにする努力をしていただきたいと思います。

○教育長　ほかございませんか。事務局から何か報告、連絡等ございますか。よろしいですか。

○事務局　その他報告で1点、図書館についての進捗状況と今後のスケジュールについて、御報告させていただきます。先ほどの案件でも御説明させていただきましたけども、改築工事が1月31日に無事終わり、引き渡しを、現在は市長部局が受けております。今現在につきましては、備品の搬入、あと開館に向けた指定管理者との協議等をしております。今後につきましては、図書の配架、あとは細かい配線等をして4月1日の開館を迎えるわけではございますが、4月1日につきましては朝10時か

ら夜10時まで開館、オープンということになりますので、その日に、4月1日にオープニングセレモニーを予定しております。時間等は、調整をさせていただきますので、ぜひ教育委員の皆様方には御参加いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○教育長 確認ですが、オープニングセレモニーは4月1日ですか。

○事務局 4月1日に開館ですので、それで調整をさせていただいています。

○教育長 わかりました。ほかにございませんか、事務局のほうで。ございませんか。各委員で何かございませんか。

○委員 コロナウイルスが流行っているのと、年末からインフルエンザが流行っているのもあるんですけど、地域のほうには大阪府からポスターが回っているのですが、教育委員会としては、コロナウイルスに対してどういう対応をされるのか、保護者の方からもいろいろ不安というか、意見を聞くので、もし方針というか、何か決まっていることがありましたら教えてください。

○事務局 新型コロナウイルス感染症につきまして、本市でも1月30日に対策会議が開かれ、その中で、地域のほうにもチラシが配られると思いますが、それと同様な部分で学校の方にもポスター、保護者向けの感染症に対する予防等の文書等を送らせていただいております。この間、また新たにポスターというかチラシが届きましたので、市の意向としてポスターを張りかえるという作業はさせていただいております。新型コロナウイルスについては、現在、対策としてはそういう形で市も教育委員会も一緒に動いております。以上でございます。

○事務局 新型コロナウイルスの対応につきまして、状況の報告を2点させていただきます。まず、1点目は中国から帰国した児童・生徒への対応についてでございます。こちらにつきましては、1月30日付で大阪府を通じ、中国から帰国した子ども達の受入れについての留意事項が示されました。その後、本市では1名の児童が中国

から帰国をするという状況がございまして、留意事項に基づきまして、まずはすぐに登校せず自宅待機をしていただき、学校医と連携しまして、受診によって発熱状況、また、呼吸器系の症状等の確認をした上で登校をするというような事例が1点ございました。

2点目は、今現在各小学校等において、卒業遠足等が実施される時期でございまして。卒業遠足の実施につきましては、各学校コロナウイルスの状況を踏まえて、実施又は中止等の判断を今しているところですが、こちらからは、全校の校長に、判断について4点お伝えをしております。まず、正しい最新の情報を得ること、具体的には厚生労働省のホームページ等の情報、また国、府、市の通知等をしっかりと把握すること、2つ目には児童・生徒の健康状態をしっかりと把握すること。風邪を引くお子さんなどが増えている場合は、免疫力が低下していると考えられますので、そこをしっかりと把握すること、3点目には、もちろん校外学習の行程をしっかりと検討すること、最後に、判断日を設定することということをお伝えをしております。

今現在、小学校等で、もともとの行程が、観光地を訪れまして、そちらで食べ歩き等を予定されている学校、こちらについては、感染予防が第一ということで、現在では3校が中止されている学校が出ております。加えて、先ほどの判断についてのもう1点、実施をする場合についても、手洗い、うがい、これを定時定時で行うなど、感染予防の取組みを徹底するよう、通常の行程よりも、そういう回数を増やすなどの取組みをするようお伝えしているところでございます。新型コロナウイルスの対応にかかる状況報告は以上でございます。

○教育長 インフルエンザも対策としては、コロナ対策と一緒にと思いますが、今の現状をわかっていたら教えてください。

○事務局 インフルエンザによる学級閉鎖の状況でございまして、昨年の11月以降の数となりますけれども、小学校におきましては12校30クラス、中学校におきましては、1校1クラスと、1校につきましては学年閉鎖でございまして。

○教育長　　よろしいですか。どうぞ。

○委員　　もう少しよろしいですか。今すごく詳しく説明していただいたんですけども、学校施設を地域の方に開放していますよね。そのときの実施についてのマニュアルじゃないですけど、注意事項というのはないのでしょうか。例えば、遠足のときはこういう判断をしてくださいという決まりごとがあるんですけども、学校を借りる場合には、特に何にもないのでしょうか。そこを借りる方の判断でされるのか、もしそこで何か出た場合に、学校の施設を消毒しないといけないのではないか。後でもし何かあった場合につて、すごく思うのですけれども。そういったことはどのようになされるのか、教えていただけますか。

○事務局　　学校施設の目的外使用の件で御質問でございますが、こちらにつきましては、夏季の時期、もちろん熱中症対策も御自身でしっかり体調把握をしていただいて、危険な場合には自らの判断で自粛等をお願いするというふうに注意喚起をさせていただいております。今回、コロナウイルスであったり、インフルエンザが流行ってくる時期といいますのも、例年1月2月はそういった時期には当たるんですが、こちらにつきましても、夏季と同様、団体様のほうでしっかり御判断をいただきまして、状況把握と換気等の対策をお願いするという注意喚起をさせていただいております。以上です。

○教育長　　ありがとうございました。ほかございませんか。

それでは、ないようでございますので、本日の定例会を閉会したいと思います。

閉会：午前10時57分